

## 第4期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

部会名	自立支援協議会（全体会）	回	第11回
日時	2016年3月15日（火）	13時30分	～ 15時30分
会場	中野区役所7階 第10会議室		
検討内容			
<b>1 会長あいさつ</b>			
<p>障害者総合支援法、社会福祉法の改正が現在国会で審議されている。総合支援法施行後3年目の見直しや、社会福祉法人の組織体制、事業の透明性についての審議を注視していきたい。</p> <p>4月には差別解消法が施行される。障害者の権利擁護について当協議会としても着実に進めていきたい。</p>			
<b>2（仮称）権利擁護部会について（事務局提案）</b>			
<p>障害者差別解消法施行にあたり、自立支援協議会内に、障害者の差別解消を含め権利に関する部会を設置してはどうか。区では障害者だけでなく高齢、外国籍、LGBTの方など全ての人が住みやすいまちをつくるため、（仮称）ユニバーサルデザイン推進審議会を作り条例化等を検討していくことになった。この中で、障害者差別解消法地域協議会についても検討していく。当協議会は当事者と関係団体による会議体であり、障害者に関する差別解消・権利擁護に関する部会を設けてはどうか。あらかじめ各部会で検討いただいているので、各部会報告の後に改めて協議いただきたい。</p>			
<b>3 相談支援機関会議</b>			
◆第19回（10月28日開催）事例総数 18件			
<p>介護保険への移行に際し、精神障害は介護認定が非該当になる場合が多い。介護認定に時間を要するため早めの対応が必要である。国からも指定特定事業所が居宅介護事業所と連携しサービスを引き継ぐよう通知が出ており、スムーズな移行をお願いしている。中野区の介護保険利用者は約1,500名で、その内65歳以上の障害福祉サービス利用者数は145名（約9.7%）となっている。</p>			
◆第20回（11月25日開催）事例総数 13件			
<p>3月1日現在、中野区の障害福祉サービス利用者は1,582名で、計画相談支給決定者数1,379名（内、セルフプラン作成者数346名）、作成率は87.1%。障害児はサービス利用者428名で、計画相談作成者数402名（内、セルフプラン作成者数324名）、作成率93.9%となっている。</p>			
◆第22回（1月27日開催）事例総数 19件			
<p>就労継続A型事業所において障害者雇用に係る助成金を受給するため暫定支給決定をしないでほしいという事業所があり、国からも注意事項の指摘がされている。動向を注意していく必要がある。</p> <p>《意見交換概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害のある方が65歳を迎えても、介護度が高くなければ障害福祉サービスは継続でいいのか。</li> <li>→サービス量が不足する場合や介護認定非該当の場合は、障害福祉サービスを利用いただいている。</li> </ul>			
<b>4 各部会報告</b>			
<b>（1）相談支援部会報告</b>			
◆3部会同セミナー（1月15日開催）			
<p>参加者75名（当事者、施設関係者に加え、民生児童委員23名、町会連合会から4名参加）。</p> <p>テーマ：権利擁護と虐待防止、講師：日本福祉大学・綿祐二氏</p> <p>施設運営においては地域との積極的な交流が重要。差別解消法は差別があることが前提の法律であるとも言える。施行を契機に社会の意識が変わっていくと良い。虐待と不適切支援は違う。支援のグレーンについて皆で話し合い、支援の方向を決めていく必要がある。</p>			
◆第14回（10月21日開催）			

(様式1)

相談支援専門員情報交換会（第13回部会にて開催）の意見交換を実施した。

相談支援専門員の存在、計画相談事業所とすこやか役割が不明瞭と感じるとの声もあった。相談支援事業所の人員配置や報酬等についての課題が挙げられた。

◆第15回（11月18日開催）

発達障害理解促進勉強会として当事者2名を招き、ご自身の体験を伺った。支援者の関わり方等については、優先順位、構造化について後押ししてもらえると助かるという話があった。

◆第17回（1月20日開催）

権利擁護部会について、構成員は障害当事者を多くしてほしい。法律家等を外部から入れても良い、目的によって構成員が変わっても良い、との意見があった。

《意見交換要旨》

・すこやか相談支援事業所では行政の勘案事項調査と、サービス等利用計画の勘案項目の整理が課題だ。すこやか相談支援事業所の相談員は、行政の窓口担当なのか、相談支援専門員なのか立場が明確でない。  
・窓口は問題解決に当たるといふより、地域の社会資源を活用するという姿勢でなければ現実的な支援に結びつかない。不足している社会資源については行政と共に作っていく必要がある。

・相談支援について、行政では相談支援事業所とすこやかの役割をどのように分けているのか。

→居宅系サービス、重度訪問介護、行動援護利用者については、すこやか相談支援事業所がサービス等利用計画を作成する。同行援護については区のケースワーカーがセルフプランを作成、その他、訓練等給付、通所系サービス利用者、短期入所利用者は、指定特定相談支援事業所が作成している。

・困った際の連絡先がよく分からないという声を聞く。24時間体制の緊急連絡先があれば知りたい。

→区役所の夜間窓口へ連絡すると、障害福祉分野が対応する体制となっている。

→仕組みを周知できていないのではないかと。相談の際どこへつながるか、すこやかを中心とした相談支援事業所、相談支援部会、行政の相談支援窓口で、情報が発信・共有・連携される必要がある。

・未解決の問題を検討をする場が当協議会であり、ケースの出し方や解決について踏み込む必要がある。

→現状では解決の仕方を検討するまでの時間が取れていない。意見を踏まえ、検討課題としたい。地域で連携を取り解決していけるよう、地域の支援力を上げていきたい。

(2) 地域生活支援部会報告

◆第4回大家さんセミナー（10月26日開催）

講師：公益社団法人やどかりの里常務理事増田一世氏、当事者も参加し有意義な内容となったが、不動産関係者の参加が少なかったのが反省点である。今後も取組を継続していきたい。

◆第16回地域生活支援部会（12月8日開催）

9月に開催したグループホーム世話人情報交換会の展開として、世話人連絡会の結成を検討した。

◆第17回（1月12日開催）

世話人連絡会結成に関してアンケート作成、企画案について話し合い、来期での実施を検討した。

◆第18回（2月9日開催）

権利擁護部会について意見交換を行ない、設置については賛成で一致、部会員への参加希望もあった。どのような規模と構成員になるのかとの意見があった。

◆第19回（3月8日開催）

今年度の活動報告案について検討。マイナンバーについて現状、課題、解決策など情報を交換。事務局から区の対応を確認した。

(3) 就労支援部会報告

(様式1)

◆第16回(11月17日開催)

シティビルメン協同組合見学に先立ち、同組合より説明を受けた。工賃調査について討議。工賃が伸び悩む理由としては、B型事業所の利用者高齢化、特別支援学校就職者増加による新規利用者の重度化が考えられる。

◆第17回(1月19日開催)

3部会セミナーの振り返り、工賃調査について討議。共同受注の作業提案として、学校跡地を活用し、複数の施設が集まった作業など、他区での取組状況を踏まえて意見交換を行った。共同受注事業については今後も継続して検討をしていく。

◆第18回(2月16日開催)

第4回物品販売会の報告。参加事業所からはより良い販売商品を検討したいなど、前向きな意見が多かった。来年度も開催に向けて調整していく。今期は工賃についての討議が多く行われた。来期は就労支援部会内で企業懇談会、障害者の就労支援に関する情報交換会実施等を検討していきたい。

権利擁護部会設置については、相談支援部会の分科会としての設置はどうか、常設部会とつながるようにしたほうがいい、構成員については各部会から参加してはどうか等の意見が出された。

《意見交換概要》

- ・工賃向上のため、学校跡地等を活用し、1か所での共同作業が実施できるよう検討いただきたい。  
→全体会では部会等の活動報告がメインとなっているが、次回以降の課題として本件をぜひ取り上げていただきたい。
- 他区では空き教室が有効活用される方向と聞いたので情報収集し、情報共有していきたい。
- 制度的に施設外就労は福祉サービスで訓練等給付の対象になるのか、また、純粹に作業することで工賃を得るのか。国の権利条約政府報告には、労働に関して一般労働市場への開放について書いているが、就労継続支援等障害福祉サービスについては生活保障の部分にしか記載が無く我々の問題意識とはギャップがある。施設の中で工賃向上を図るのは、今後さらに困難になっていくのではないか。

## 5 事業者連絡会報告

### (1) 居宅系事業者連絡会報告

◆第2回(3月1日開催)研修会

テーマ：介護保険サービスと障害福祉サービスの違いについて、講師：東京都福祉保健局職員。

65歳を迎えた際に介護保険へ移行するが、障害福祉サービスが全て打ち切りになるわけではない等の説明を受けた。また、グループ討議で業務上の課題などを共有した。来期以降も事業所との交流や課題の共有を進めたい。

### (2) 施設系事業者連絡会報告

◆第33回(11月19日開催)

困難事例のケース検討を行なった。相談の個別ケア会議で上がった事例であり、以前全体会でも報告されている。今後地域でどう支援したらいいか、過度な要求をしてくる家族に対してどう対応すべきか。次回以降、全体会で協議いただきたい。

→次回、検討することとする。

◆第34回(1月22日開催)研修会

就労支援部会、なかの障害者就労支援ネットワークとの共催。合同セミナーと同様、講師は日本福祉大学の綿先生。主に現場におけるグレーゾーンの支援について、先生の提供した支援の具体例についてグループで検討した。研修内容は概ね好評であった。来年も同じような形で開催したい。

(様式1)

○施設間職員交流研修（11月～12月初旬 当連絡会参加の施設対象に実施）

全体的には実施してよかったとの感想。参加者アンケートから抽出した課題を、次回の連絡会で検討し、来期はより良い開催を目指したい。

《意見交換概要》

・現状、全体会では報告がメインとなり、問題を抱えた事業所が相談する場に困っている。今後の地域支援拠点設置に向けても、基幹型の役割、事業所の役割等を整理したい。問題を共有し、困難事例における各機関の役割を議論した方がいい。

→全体会はこれまで問題解決に向けて協議する方向になかった。進め方を検討しながら取り組んでいきたい。

・区内施設職員の交流研修はぜひ継続していただきたい。情報交換の機会として貴重だと思う。

## 6 報告・提案事項

### (1) (仮称) 権利擁護部会の設置について

《意見交換概要》

・改正障害者雇用促進法では差別解消ではなく差別禁止という言葉で、差別解消法より踏み込んでいる。この点も考慮して検討していくべきだ。

・虐待のグレーゾーンについて綿先生の講演の中で、ストーリーの中で判断する必要があることを伺った。事業所内でどのような形が良いか話し合うことが、良い支援につながるのではないかな。

・あまり権利主張すると、本来大切である人と人の付き合いから乖離していく恐れもある。ユニバーサルデザイン推進審議会がどういう構成員になるのか、当事者がどう共有し、参加していくかについても検討いただきたい。

・冒頭の説明では、差別解消地域協議会はユニバーサルデザイン推進審議会でも検討していくけどまだ具体化はしていないとのこと。権利擁護部会がユニバーサルデザイン推進審議会を補完する位置付けとして、審議会に持ち込む課題を整理し見過ごせない事例等を、権利擁護部会で作っていくという見通しで受け止めていいのかな。

→今回の提案は、自立支援協議会の活動として差別解消や権利擁護の問題を検討する部会を設置したらどうかというもので、差別解消地域協議会については(仮)ユニバーサルデザイン推進審議会でも検討する方向である。

→差別解消地域協議会と権利擁護部会をどう位置付けるか議論が必要だ。権利擁護部会がサークル活動的になっては意味が無い。

・権利擁護部会における検討課題は委員が拾える範囲で行うのか、今後の差別解消地域協議会の機能とイメージを重ねていく必要がある。

・基本的には、権利擁護部会は審議会とは別。当協議会の中で設置して検討課題を決めていく。人権問題なので実際に起きた問題に踏み込んでいかないと解決しない。

・権利擁護部会は仮称なので名称も含め、次回改めて検討していきたい。

### (2) 第4期活動報告書について [事務局]

次回5月の全体会で今期の第4期は終了する。このため、各部会より今期の活動報告を次回いただきたい。

### (3) その他

・あいにく通信第3号配布。

備考

次回日程 5月30日(月) 13:30～15:30 スマイルなかの多目的室